



相談時間 月曜～金曜日9時～16時30分
土曜日9時～12時 13時～16時

相談電話 088-823-9433

編集/発行 高知市市民協働部 くらし・交通安全課 消費生活センター 〒780-8571 高知市本町5丁目1-45

町内会では、回覧をお願いします



高知市ホームページ

点検商法や訪問買取のトラブルを防ぐ

01

その家屋の修理、ちょっと待って!!



近所で工事をしています。
無料で点検してあげます。

突然訪問してきた業者には安易に点検させないようにしましょう。点検をさせると相手の勧誘トークに乗せられて修理を断れなくなります。

「火災保険金で自己負担なく工事ができる。申請をサポートする。」と勧説されても、実際に保険金が支払われるかわかりません。

保険金を利用できるかは、必ず契約している損害保険会社などに自分で直接確認しましょう。

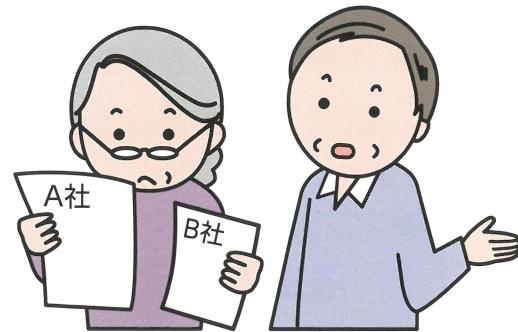


特に災害の後などは…

台風や地震などの後に訪問にきて、修理を持ちかける業者が多くいます。

その場で契約をせず、複数社から見積もりをとり、家族や知人に相談するなど、十分な検討をしたうえで契約しましょう。

しつこく勧説してきたり、すぐに契約を求めてくる業者には、特に注意してください。



訪問販売で、家の修理を契約した場合は、法定書面(契約書)を受け取ってから8日間はクーリング・オフの対象となります。

※工事が終わっていても、クーリング・オフ期間内であればクーリング・オフが可能

02

不用品、買い取ってくれるの? 訪問買取のトラブル



売却を希望していない貴金属等を
買い取られた。解約したい!!



査定のみ依頼したのに、強引に買
い取られた。(査定のついでに買取も
勧誘することは禁止されています。)



売却を後悔している。大切な人の
思い出の品だった。



買取の契約をしたが、物品をすぐに
渡したくない。
(※下の「対策としては…」⑥を参照)

つぎの行為は特定商取引法で禁止されています

- 突然訪問してきて不用品買取の勧誘をする。
- はっきりと断っているのに、勧誘を続ける。



対策としては…

1

買取業者から電話がかかってきても、
安易に訪問を承諾しない。

4

買取の勧誘を承諾しない貴金属の
売却を迫られたら、きっぱり断る。

2

突然訪問してきた買取業者は家に
入れない。

5

買取業者から交付された書面をしつかり
確認する。

3

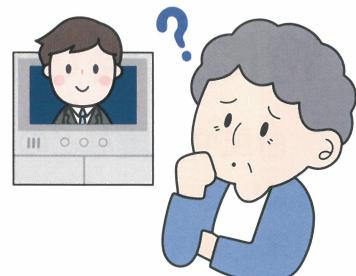
事前に、買取業者の名前や買取って
もらう物品を確認する。

6

クーリング・オフ期間内は、買取業者に
物品の引き渡しを拒むことができる。

電話で訪問を了承したが、断りたい!

- 連絡先がわからない場合は、訪問時にきっぱりと断る。
絶対に買取業者を家の中に入れないで。



法定書面(契約書)を受け取ってから8日間はクーリング・オフの対象と
なります。物品を渡していても取りもどせます。



心配なことや疑問があれば、高知市消費生活センター
(088-823-9433)までご相談ください。